

古河市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)4年度 の人件費率
5年度	人 140,499	千円 56,607,542	千円 2,353,710	千円 7,391,807	% 13.1	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

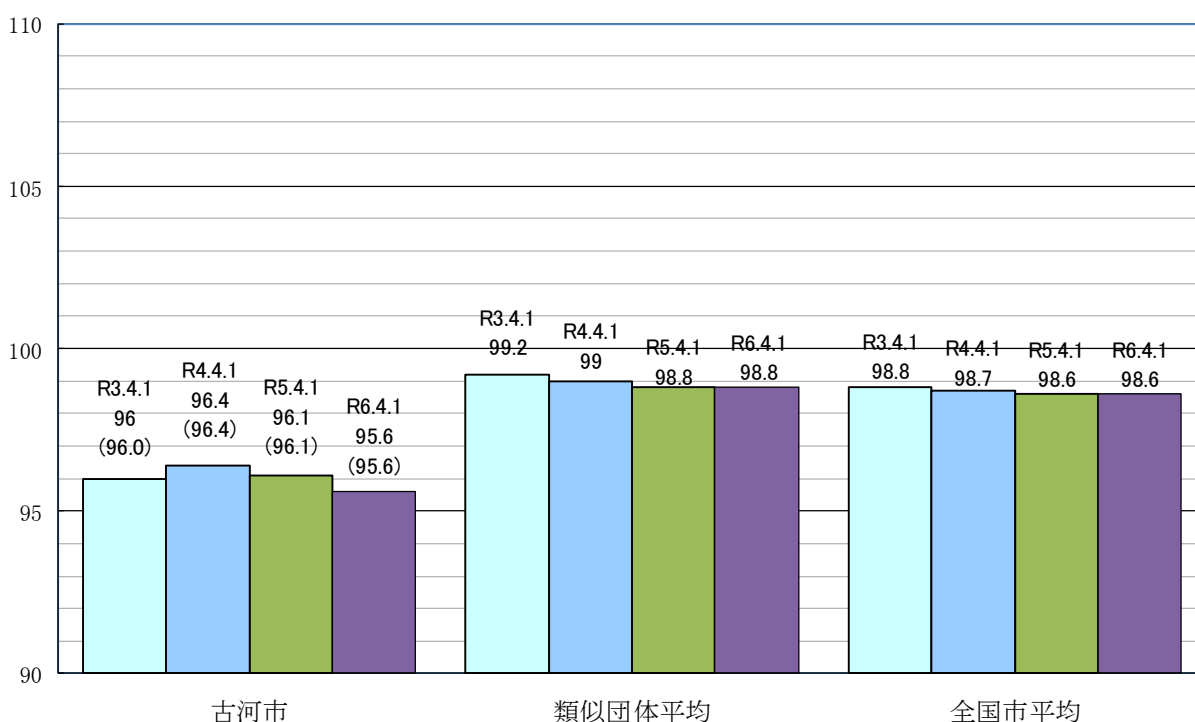
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 796	千円 3,018,212	千円 551,428	千円 1,243,191	千円 4,812,831	千円 6,046	千円 6,041

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

初任給等は引下げなし、50歳代後半層は最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、古河市においても6%を支給。

(参考)

	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合	令和5 年度の 支給割 合	令和6 年度の 支給割 合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
古河市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古河市	43.5歳	317,800円	377,000円	362,000円
茨城県	41.8歳	322,099円	411,152円	343,961円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.7歳	321,441円	394,744円	357,120円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
古河市	55.2 歳	4 人	278,600 円	308,700 円	302,100 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	60.0 歳	2 人	265,450 円	299,427 円	294,877 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.22
うちその他	50.3 歳	2 人	291,700 円	317,752 円	309,202 円	調理師	48.0 歳	245,000 円	1.30
茨城県	57.8 歳	133 人	300,466 円	344,947 円	307,162 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	54.0 歳	36 人	310,884 円	347,001 円	325,463 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古河市	— 円	— 円	—
うち用務員	4,640,394 円	3,297,300 円	1.41
うちその他	5,243,648 円	3,216,200 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※区分の欄の「古河市」の「うちその他」は、保育所給食員です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		古 河 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	169,000円	—
	中 学 卒	147,100円	159,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,500円	350,400円	375,200円	393,100円
	高 校 卒	240,300円	306,800円	345,300円	370,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	289,700円	293,700円
	中 学 卒	—	—	—	—

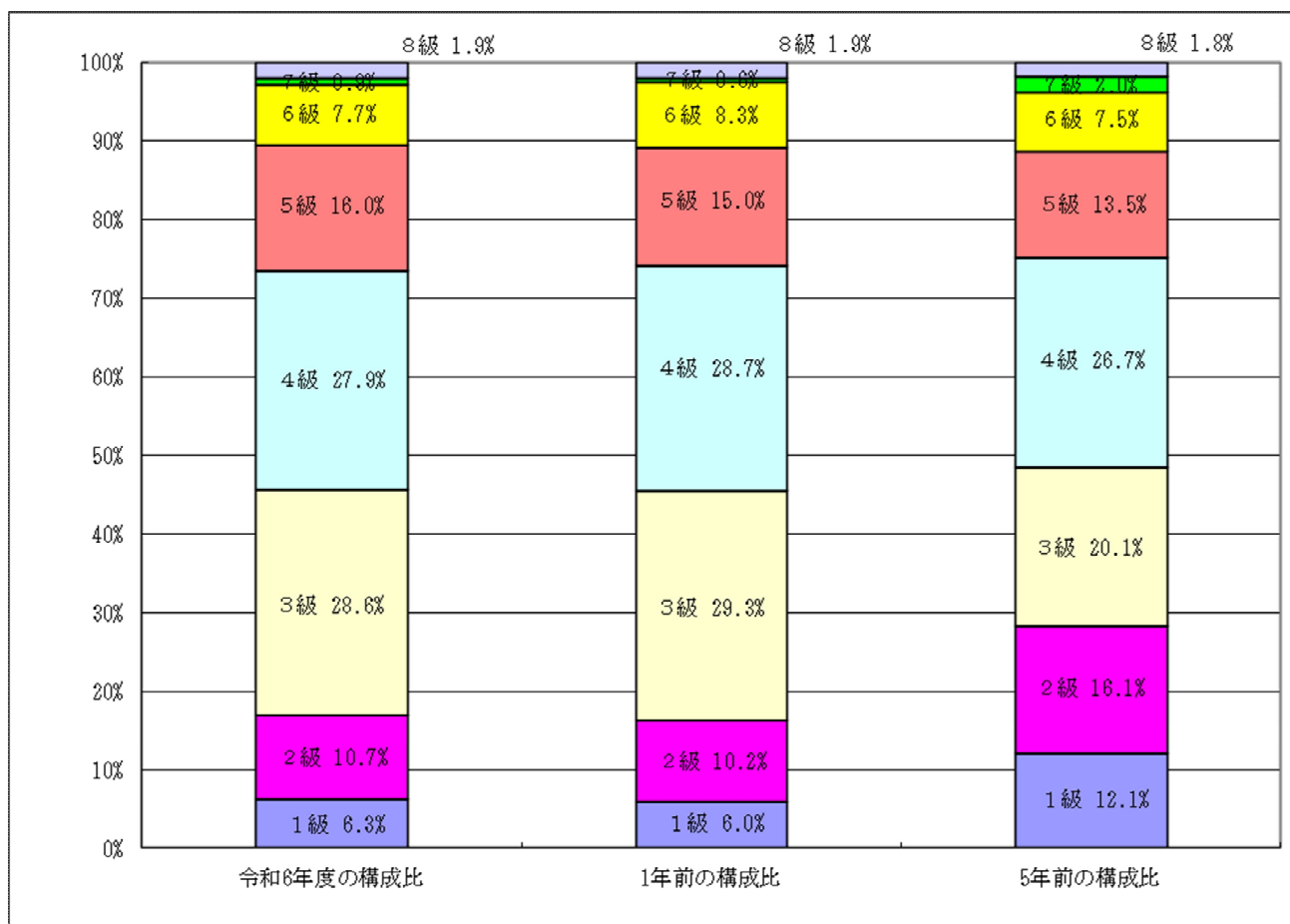
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

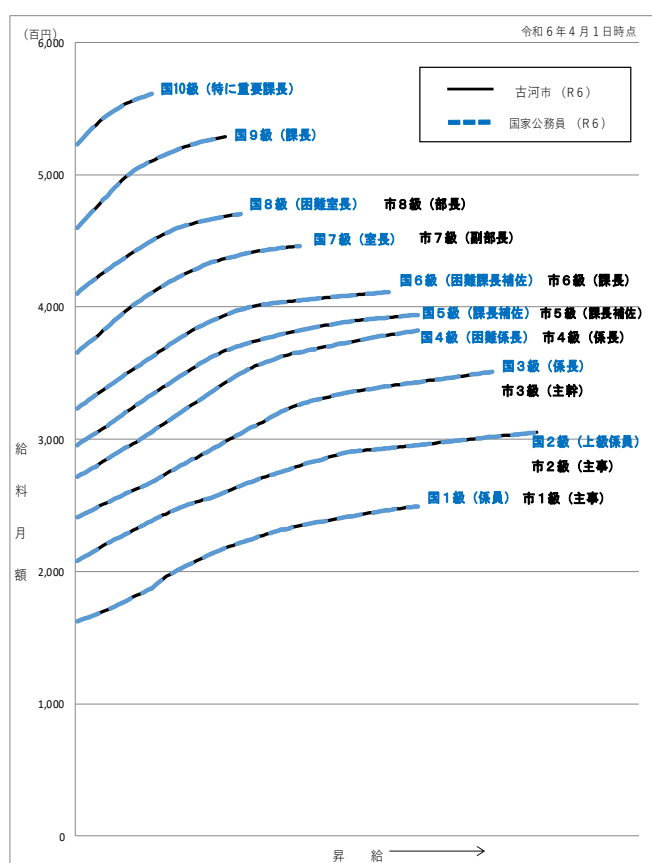
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師	42人	6.3%	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識または経験を必要とする主事、技師	71人	10.7%	208,000円	305,200円
3 級	主幹	190人	28.6%	240,900円	351,000円
4 級	係長、主査	185人	27.9%	271,600円	382,000円
5 級	課長補佐	106人	16.0%	295,400円	394,000円
6 級	課長、副参事	51人	7.7%	323,100円	411,300円
7 級	副部長	6人	0.9%	365,500円	446,200円
8 級	部長、理事	13人	1.9%	410,300円	470,000円

（注）1 古河市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古 河 市	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,569千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,832千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

古 河 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額 14,772千円					

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			206,775千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			240千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
古河市内全域	6%	861人	6%	

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	7,532千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	61千円

職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			14.0%	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
1 医師手当	各医療施設を総括する医師	各医療施設の総括	3,450千円	1日につき15,000円（1月の上限は300,000円）
2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	1,193千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
3 保育業務手当	保育所において専ら保育業務に従事する保育士	保育士が保育所において専ら保育業務に従事するとき	1,423千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
4 心身障がい児(者)訓練介助手当	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	282千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
5 保健予防業務手当	専ら保健指導又は予防接種業務に従事する保健師又は看護師	保健師又は看護師が専ら保健指導又は予防接種業務に従事するとき	838千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
6 医療業務手当	専ら医療業務に従事する看護師、検査技師、薬剤師等	看護師、検査技師、薬剤師等が専ら医療業務に従事するとき	78千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
7 行旅死病人等取扱手当	(1) 行旅死亡人その他死体の処理作業に従事した職員	職員が行旅死亡人その他死体の処理作業に従事したとき	－	1回につき2,000円
	(2) 結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事した職員	職員が結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事したとき	－	1回につき500円
8 建築主事手当	建築確認に関する事務に従事する建築主事	建築主事が建築確認に関する事務に従事したとき	69千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
9 防疫等作業手当	規則で定める救護防疫又は防除作業	職員が規則で定める救護、防疫又は	78千円	1日につき500円

	に従事した職員	防除作業に従事したとき		
--	---------	-------------	--	--

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	89,804千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	133千円
支給実績（４年度決算）	109,754千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	162千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶 養 手 当	子 10,000 円 配偶者 6,500 円 配偶者以外の 扶養親族 6,500 円	同		74,871千円	241千円
住 居 手 当	借家の限度額 28,000 円	同		48,488千円	290千円
通 勤 手 当	交通機関利用者の 支給限度額 55,000 円 自家用車等利用者の 支給限度額 31,600 円	同		51,063千円	66千円
管理職手当	部 長 90,000 円 副部長 70,000 円 課 長 50,000 円 副参事 40,000 円 課長補佐 35,000 円	異		105,253千円	518千円

5 特別職の報酬等の状況（６年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長 副 市 長	970,000円 770,000円	（参考）類似団体における最高／最低額
			1,076,000円／ 884,000円 883,000円／ 708,000円

報酬	議長 副議長	議長 副議長	500,000円 450,000円 400,000円	630,000円／ 550,000円／ 520,000円／	452,000円 390,000円 370,000円
期末手当	市長 副市長	市長 副市長	(5年度支給割合) 3.40月分		
	議長 副議長	議長 副議長	(5年度支給割合) 3.40月分		
退職手当	市長	市長	(算定方式) 1年：5.5 2年：11.0 3年：16.5 4年：22.0	(1期の手当額) 21,340,000円	(支給時期) 任期満了後
	副市長	副市長	1年：3.1 2年：6.2 3年：9.3 4年：12.4	9,548,000円	任期満了後
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

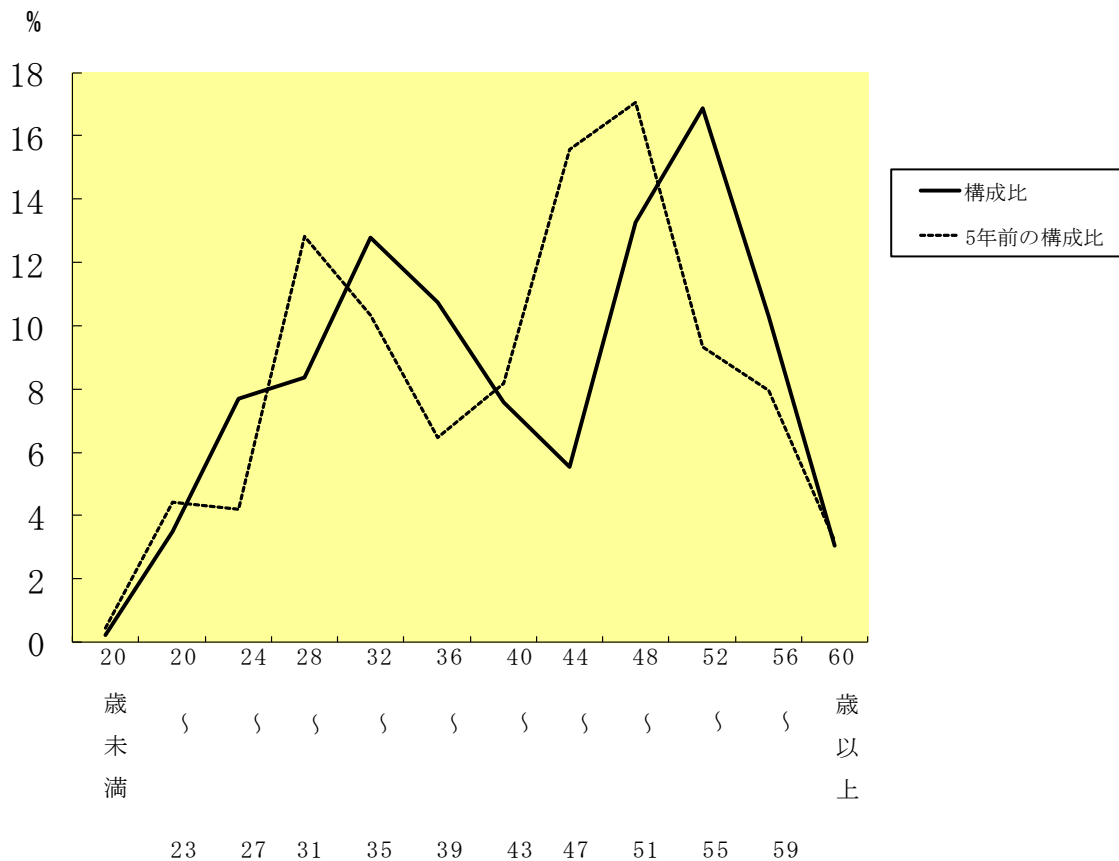
区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	
		総 務	194	179	▲15	
		税 務	63	65	2	
		労 働	—	—	—	
		農 林 水 産	24	24	—	
		商 工	21	20	▲1	
		土 木	103	106	3	
		民 生	213	225	12	
		衛 生	63	61	▲2	
	計		689	688	▲1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 48.97人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 52.22人)
	教育部門		107	108	1	
	消防部門		—	—	—	
	小 計		796	796	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 56.66人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 70.16人)
公 営 企 業 等 部 門	水 道		21	21	0	
	下 水 道		25	25	0	
	そ の 他		40	41	1	
	小 計		86	87	1	

合 計	882 [1,021]	883 [1,021]	1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 62.85人
-----	----------------	----------------	-----------	---------------------------

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	31	68	74	113	95	67	49	117	149	91	27	883

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	674	664	667	688	689	688	14(2.1%)
教育	106	90	88	92	107	108	2(1.9%)
普通会計計	780	754	755	780	796	796	16(2.1%)
公営企業等会計計	100	99	95	86	86	87	▲13(▲13.0%)
総合計	880	853	850	866	882	883	3(0.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 2,220,428	千円 278,312	千円 103,563	% 4.7	% 4.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 31,620 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 21	千円 81,882	千円 20,272	千円 33,030	千円 135,184	千円 6,437	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
古 河 市	45.8歳	367,468円	541,297円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

4 職員の手当の状況（1）に同じ。ただし、1人当たりの平均支給額は1,656千円です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（3）に同じ。ただし、1人当たりの平均支給額は252千円です。

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

平成20年度に特殊勤務手当は廃止されました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	6,273千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	392千円
支給実績（４年度決算）	4,206千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	263千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	子 10,000 円 配偶者 6,500 円 配偶者以外の 扶養親族 6,500 円	同		3,413千円	284千円
住居手当	借家の限度額 28,000 円	同		888千円	296千円
通勤手当	交通機関利用者の 支給限度額 55,000 円 自家用車等利用者の 支給限度額 31,600 円	同		1,273千円	67千円
管理職手当	部長 90,000 円 副部長 70,000 円 課長 50,000 円 副参事 40,000 円 課長補佐 35,000 円	同		3,000千円	600千円